

【給費】 自然災害の被災による学費減免

自然災害により被害に遭った学生に対して支援する

対象者

本学に在籍する正規生で、災害救助法の適用を受けた地域に主たる生計維持者もしくは本人が居住して被災し、以下に該当する人

- 家屋の全壊、全焼の被害を受けた人
- 家屋の半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた人
- 主たる生計維持者を失った人

※罹災証明書の提出が必要です。

注：『家計急変 緊急給付金』を受給（申請）する人は、併用して申し込むことができません。

減免額

家屋の全壊、全焼の被害を受けた人	当該学期の学費を全額免除
主たる生計維持者を失った人	
家屋の半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた人	当該学期の学費の 1/2 相当額を免除

◆ 上記以外に、見舞金として 100,000 円を支給します。

随時受付を行っていますので、該当者は学生生活課へお問い合わせください。

※災害救助法の適用を受けた日から **12 ヶ月以内**に申し込む必要があります。